

家族そろって加入しましょう!

令和7年度

県内全市町村で運営する助け合いの制度

県民交通災害共済

茨城県市町村総合事務組合では、令和7年度「県民交通災害共済」の加入申し込みを2月3日(月)から開始します。県民交通災害共済は、年会費を添えての申し込みにより、加入者が交通事故でけがや死亡した場合、その災害の等級に応じて見舞金が給付される制度です。いざというときのために、ぜひ家族そろってご加入ください。



会費(1年間)

900円/人 ※中学生以下(平成22年4月2日以降に生まれた方)は500円/人となります。

対象となる交通事故

日本国内の道路上での▽自動車、バイク、自転車等、車両運転中および乗車中における事故(転倒含む)▽歩行中に走行中の車両と接触した等の事故

共済期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間 ※途中加入の場合は、申し込みの翌日から令和8年3月31日までとなります。

見舞金の請求手続き

環境政策課(役場行政棟4階)に次の必要書類をお持ちの上、請求してください。

▼会員証

受傷時、加入していたことが分かるもの

▼運転免許証

免許の必要な車両を運転中に事故を起こしたとき

▼交通事故証明書

自動車安全運転センター所長発行のもの ※この交通事故証明書のない事故に基づく請求は、指定の「事故申立書」を使用し、最高9等級(3万円)まで(「災害区分別見舞金額一覧」参照)の給付となります。

▼診断書

医師の診断書や柔道整復師・はり師・きゅう師等の施術証明書 ※カイロプラクティックなどは診療行為から除外されます。

災害区分別見舞金額一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者 1級・2級該当	50万円

※次のような事故の場合、見舞金の全部または一部が給付されませんので、ご注意ください。

- ▽会員または見舞金受取人の故意による事故
- ▽会員が無免許・酒気帯び運転中に生じた事故またはその事実を承知で同乗していた事故
- ▽地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故
- ▽正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき
- ▽会員または見舞金受取人の重大な過失による事故
- ▽法令に違反し、茨城県市町村総合事務組合長が不適切と認める事故

申し込み・問い合わせ

環境政策課(役場行政棟4階)備え付けの「県民交通災害共済加入申込書」に必要事項を記入の上、会費を添えて、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452)へ申し込みください。※申し込みは年間を通して随時受け付けています。

